

III その他のご説明

□ 1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

(1) 超過共済による共済金額の減額

① ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、共済契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。

② ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

(2) 掛金等の返還・追加請求

① 通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等を返還又は追加請求をいたします。

② 解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

個人情報の取扱い

- ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当組合が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という。）します。
- また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務の必要な範囲で利用することがあります。
- 当組合は、共済金支払責任の一部を全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）の再共済に付しているため、当組合は全国連合会及び全共連との間で個人情報を共同利用します。
- 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することができます。

「重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則」による重要事項のお知らせ

重要事項説明書

平素は、NOSAIをご利用いただき誠にありがとうございます。さて、共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

1「金融商品の販売等に関する法律」に基づく説明

農業共済組合はその保有する共済金支払い責任のすべてを組合が有しており、行政庁の指導のもと、資産運用リスクを適切に管理し事業の健全な運営に努めるとともに、建物共済にあっては全国共済農業協同組合連合会と再共済契約を締結して危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いに努めていますが、大災害の連続発生等による、組合の財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

また、加入者の「告知」「通知」「損害防止」「重大な過失・法令違反」等の義務違反並びに「共済掛金未納」があるときは共済金の支払いができない場合があります。

2「個人情報の保護に関する法律」に基づく説明

加入者の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び個人情報保護委員会のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- 引受推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- 保険金及び補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- 共済掛金微収及び共済金支払に係る口座振替のための金融機関への提供利用
- その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用

個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人または代理人確認を実施したうえで対応します。

3「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと及び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的 requirement 行為等をした場合は、共済契約が無効で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。この説明書で分かりにくい点、詳細については、NOSAI長野にお問い合わせください。

□ 2. 損害発生の場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き

- 損害が発生した場合遅滞なくNOSAIにご連絡ください。
- 組合が提出を依頼した書類等は、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- NOSAIは事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

- 損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- 損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

建物共済のご加入にあたって（重要事項説明書）

この説明書は、建物共済の加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項（契約概要、注意喚起情報）をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入申し込みいただきますようお願いいたします。

I 「契約概要」の項目

以下、重要事項のうち建物共済の仕組みの内容をご理解いただくために必要な情報を記載しています。

□ 1. 仕組み及び引受条件等

(1) 加入資格

組合の区域内に住所を有し、建物又は農機具を所有または管理する者で農業に従事する者

(2) 共済の仕組み及び名称

① 仕組み

建物火災共済、総合共済は火災をはじめとする様々な偶発の事故（注）により、建物及びその建物に収容する家具類等などが損害を受けたとき共済金（損害共済金及び費用共済金）をお支払いします。

（注）「(4) 共済金をお支払いする場合」を参照してください。

② 共済の名称（種類）

共済金の支払い対象となる事故により「建物火災共済」と「建物総合共済」の2種類の共済があります。

(3) 補償の対象（共済目的）

補償の対象は、建物（注1）及びその建物に附属又は収容する次のもの（注2）です。

① 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備（補償の対象としない旨の申出がなければ補償の対象となります。）

② 建物に附属する門・垣・塀などの工作物（補償の対象とする場合は、申出が必要です。）

③ 建物に収容されている家具類等（補償の対象とする場合は、申出が必要です。）

（注1）建物であっても、構造、設備及び用途（業種）などにより補償の対象にできない場合があります。

（注2）次の物は補償の対象となりません。

・道路運送車両法に規定する自動車（農機具を除きます。）

・通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物

・貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物

・稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物

・動物及び植物等の生物

・営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物（農機具は除きます。）

・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの

・船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機

・建物共済加入申込書に共済目的から除外する

旨を記載している物

(4) 共済金（損害共済金及び費用共済金）をお支払いする場合

① 共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる事故（共済事故）は、次のとおりです。

ア. 建物火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突、倒壊（自然災害による損害は除きます。）、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触（風水害等の自然災害による場合を除く）、給排水設備の事故及び加入者以外の占有する戸室で生じた事故による水ぬれ（自然災害の事故による損害は除きます。）、盗難によって生じたき損・汚損、騒乱・集団行動による暴力・破壊行為（以下「火災等事故」と言います。）

イ. 建物総合共済

前記アの火災等事故に加えて、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なぎ雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）、その他これらに類する自然現象）

② 損害共済金のお支払い額

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なります。共済約款でご確認ください。

損害共済金のお支払い額は、共済金額を限度として、共済金額の共済価額（建物の評価額）に対する割合で算定されます。

なお、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますのでご注意ください。

③ 前記の損害共済金に加えて該当する次の費用共済金をお支払いします。詳しくは共済約款でご確認ください。

ア. 残存物取片付け費用共済金

共済事故によって損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費（損害共済金×10%が限度）をお支払いします。（地震等による事故を除く）

イ. 地震火災費用共済金（建物火災共済加入の場合）

地震等の事故により建物等が半焼以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、建物総合共済においては、地震等事故について損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支払いはありません。

ウ. 特別費用共済金

前記(4)①の事故（地震等による事故を除く）において、損害割合（共済価額に対する損害

額の割合)が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%(200万円が限度)をお支払いします。

工 損害防止費用共済金

消防活動のために使用した消火薬剤等の費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

オ 失火見舞費用共済金

共済目的から発生した延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×20万円(共済金額の20%が限度)をお支払いします。

カ 水道管凍結費用共済金

共済目的である建物の専用水道管の凍結による生じた破損(第3条6号による損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除く)に伴い復旧に要する費用(1共済事故ごとに10万円を限度)をお支払いします。

(4) 他の保険契約等がある場合の共済金の支払額

ア 共済目的について前記(4)の①の損害又は③のアからカまでの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいます。)がある場合であっても、前記(4)の②及び③のアからカにより算出した共済金を支払います。

イ アにより支払うこととなる共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、共済金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、アにかかわらず、組合の支払う共済金の額は、支払限度額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

ウ ア・イの場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとに適用します。

(5) 共済金をお支払いできない場合

① 次に掲げる損害に対しては、共済金をお支払いできません。

ア 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害

イ 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
ウ 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

エ 事故の際の紛失又は盗難

オ 共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害
カ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

キ 地震等によって生じた損害(建物総合共済における地震等事故及び建物火災共済地震火災費用共済金をお支払いする場合は除きます。)

ク 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害

な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

ア 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合

イ 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合

ウ 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合

エ 共済金の請求を3年間怠った場合

(6) 付帯できる特約及びその概要

付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要
新価特約	共済事故が発生した場合、建物や家具類の再建築価額、再取得価額等(新価額)を基に、損害額や損害共済金を算出します。(居住物件、または減価割合が50%以下の物件に付帯できます。)
自動継続特約	毎年の更新手続きの必要がなく、責任期間を最大10年間自動継続いたします。 損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。なお、この特約は共済目的及び共済責任期間が同一で共済金額の合計が1,000万円以上であれば特約を付帯できます。(総合+火災のセット加入は、いずれかに付帯)
小損害実損填補特約	事故の際の臨時の出費のために損害共済金の加入の際に選択された給付割合(10.20.30%) (1建物、250万円限度)が支払われます。また、火災等事故により加入者等が、被害の日から200日以内に死亡、又は後遺障害を被った場合、ご契約金額(共済金額)の30%(1事故、1名につき200万円限度)の死亡・後遺障害費用共済金が給付されます。
臨時費用担保特約	・建物に係る補償とは別に、倉庫、納屋等に保管されている「米」「麦」「大豆」のうち、選択した品目ごとに1口あたり100万円で、5口まで加入できます。 ・「一時保管タイプ(保管期間が120日以下)」「毎年保管タイプ」があります。 ・対象となる損害は、総合共済で補償される共済事故で損害が発生した場合です。
収容農産物補償特約	基本契約に含まれている各種費用共済金を除外する(お支払いをしないこととする)特約です。
費用共済金不担保特約	基本契約に含まれている各種費用共済金を除外する(お支払いをしないこととする)特約です。

□ 2. 共済責任期間

(1) 共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。

(2) ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。共済掛金等は、加入申込後にお送りする「加入承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。

(3) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の共済責任期間は、お支払い日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

□ 3. 契約条件(共済金額等)

(1) 契約の単位

① 建物1棟ごとの契約となります。(家具類等も含めた場合も合わせて1棟となります。)

② 家具類等は契約建物に収容されている物に限り、家具類、農機具単独の契約はできません。

③ 建物と家具類等が各々金額区分せず一括して加入する「含み契約」の場合、それぞれごとの共済金額は、建物の再建築価額と家具類等の再取得価額の合計でそれぞれの価額を除した割合を共済金額に乘じた金額となります。

(2) 共済金額の設定

① 建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。

② 建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。

③ 共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。

□ 4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

□ 5. 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込みは原則口座振替とします。

払込期日は加入承諾書及び共済掛金納入通知書または「共済掛金納入のご案内」で通知します。

(4) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)

① ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合は、遅滞なくNOSAIにご通知ください。

② ご通知がない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

③ ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行いますが、変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。
【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の事項)

- ① 建物を譲渡する場合
- ② 建物を解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合
- ③ 建物を30日以上無人又は空家にする場合
- ④ 建物が共済事故以外の原因により破損した場合
- ⑤ 共済目的を他の場所に移転する場合
- ⑥ 共済目的の危険が著しく増加した場合
- ⑦ ご契約後に共済目的の価額が著しく減少した場合

□ 2. 損害防止義務

(1) 共済契約者は共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。

(2) 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

□ 3. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

(1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと

(2) 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと

(3) NOSAIの契約者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があつた場合